

4月から

郵便局・コンビニでも

税金等が納められるようになります

町の窓口や金融機関（銀行等）で納付いただいている町税等が、4月から、全国のコンビニエンスストア（以下、コンビニと表記）や東北6県のゆうちょ銀行（郵便局）でも納付できるようになります。特に、コンビニでは、休日や夜間などいつでも納付することができ手数料もかかりませんので、ご利用いただき、町税等の早期納付にご協力ください。

■納付書の様式が変わります

コンビニ収納の開始により、町税等の納付書は、納期が複数回あるものも1枚ごとの単票になります。納付の際は、記載されている期別納期限を確認のうえ、単票のまま、コンビニ・金融機関・郵便局へお持ちください。

■納付できる町税等

- ◆町県民税（普通徴収）
- ◆固定資産税・都市計画税
- ◆軽自動車税
- ◆国民健康保険税
- ◆介護保険料
- ◆後期高齢者医療保険料
- ◆保育料
- ◆上下水道料
- ◆町営住宅使用料
- ◆中央公民館使用料
- ◆山峡の里交流広場使用料
- ◆スキー場使用料
- ◆野球場使用料
- ◆袖パーク使用料
- ◆ソフトボール場使用料
- ◆東陽グラウンド使用料
- ◆就業センター使用料
- ◆体育館使用料

■取り扱いコンビニ店舗

【町内】 ◆サンクス ◆セブン-イレブン ◆ファミリーマート

【その他】

- ・エブリワン
- ・MMK設置店（※）
- ・くらしハウス
- ・ココストア
- ・コミュニティ・ストア
- ・サークルK
- ・スーパー（北海道）
- ・スリーエイト
- ・スリーエフ
- ・生活彩家
- ・セイコーマート
- ・セーブオン
- ・タイエー
- ・デイリーヤマザキ
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ハセガワストア
- ・ポプラ
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキスペシャルパートナー ショップ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ローソン
- ・ローソンストア 100
- ・ローソンマート

※（株）しんきん情報サービスの端末を利用している店舗

■コンビニでの納付の注意点

- *コンビニでの納付は、4月以降に発送される納付書（施設使用料は27年4月使用分から）で、バーコードが印刷されているものに限りません。ただし、A4縦型の納付書は使用できません。
- *納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているもの（バーコードの印字がないもの）は使用できません。
- *金額を手書き等で訂正した納付書や破損・汚損等でバーコードが読み取れない納付書は使用できません。
- *納付は現金でのお支払いに限りません。クレジットカード、小切手、商品券等の現金以外でのお支払いはできません。
- *納付書に「コンビニエンスストア取扱期限」（上下水道料金と督促状は「納付期限」）が記載されています。取扱期限等を過ぎた場合はコンビニでは納められませんので、金融機関をご利用ください。

■取り扱い郵便局 東北6県の郵便局（畔藤・白鷹(中山)などの簡易郵便局を含む)

■郵便局での納付時の注意点

郵便局窓口での納付は、4月以降に発送される納付書（施設使用料は27年4月使用分から）で、(公)と印字されているものに限りません。A4縦型の納付書は使用できません。

■納付は便利な口座振替の利用を

町税等は、今までどおり金融機関から口座振替により納付することもできます（施設使用料を除く）ので、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、以下の金融機関でお手続きください。

- ◆山形銀行 きらやか銀行 荘内銀行 東北労働金庫 山形おきたま農協 山形中央信用組合 郵便局

納税証明書について

コンビニで納付した場合、納付を確認できるまで2～3週間程度かかることがあります。その期間に納税証明書を申請される場合は、納付が確認できる領収書等を必ず持参してください。